

一定以上の所得がある人（75歳以上の人等）の医療費の窓口負担割合が変わります。

- 2022年10月1日から、一定以上の所得がある人は、現役並み所得者（窓口負担割合3割）を除き、医療費の窓口負担割合が2割になります。
- 変更対象となる人は、後期高齢者医療の被保険者全体のうち約20%です。

2022年9月30日まで	
区分	医療費負担割合
現役並み所得者	3割
一般所得者等	1割



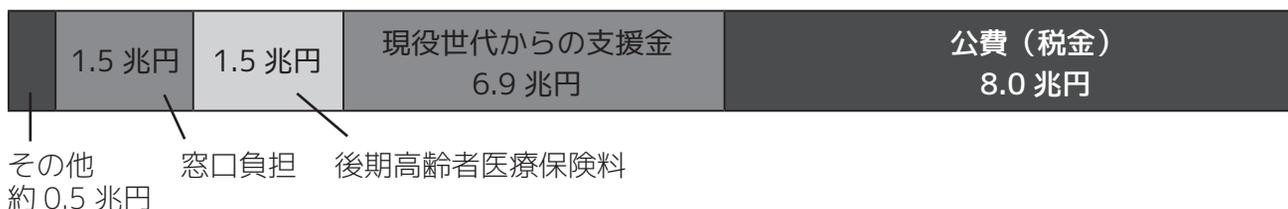
2022年10月1日から	
区分	医療費負担割合
現役並み所得者	3割
一定以上所得のある人	2割
一般所得者等	1割

見直しの背景

- 2022年度以降、団塊の世代が75歳以上となり始め、医療費の増大が見込まれています。
- 後期高齢者の医療費のうち、窓口負担を除いて約4割は現役世代（子や孫）の負担（支援金）となっており、今後も拡大していく見通しとなっています。
- 今回の窓口負担割合の見直しは、現役世代の負担を抑え、国民皆保険を未来につないでいくためのものです。

75歳以上の後期高齢者の医療費の財源内訳（総額約18.4兆円）

※令和4年度予算案ベース

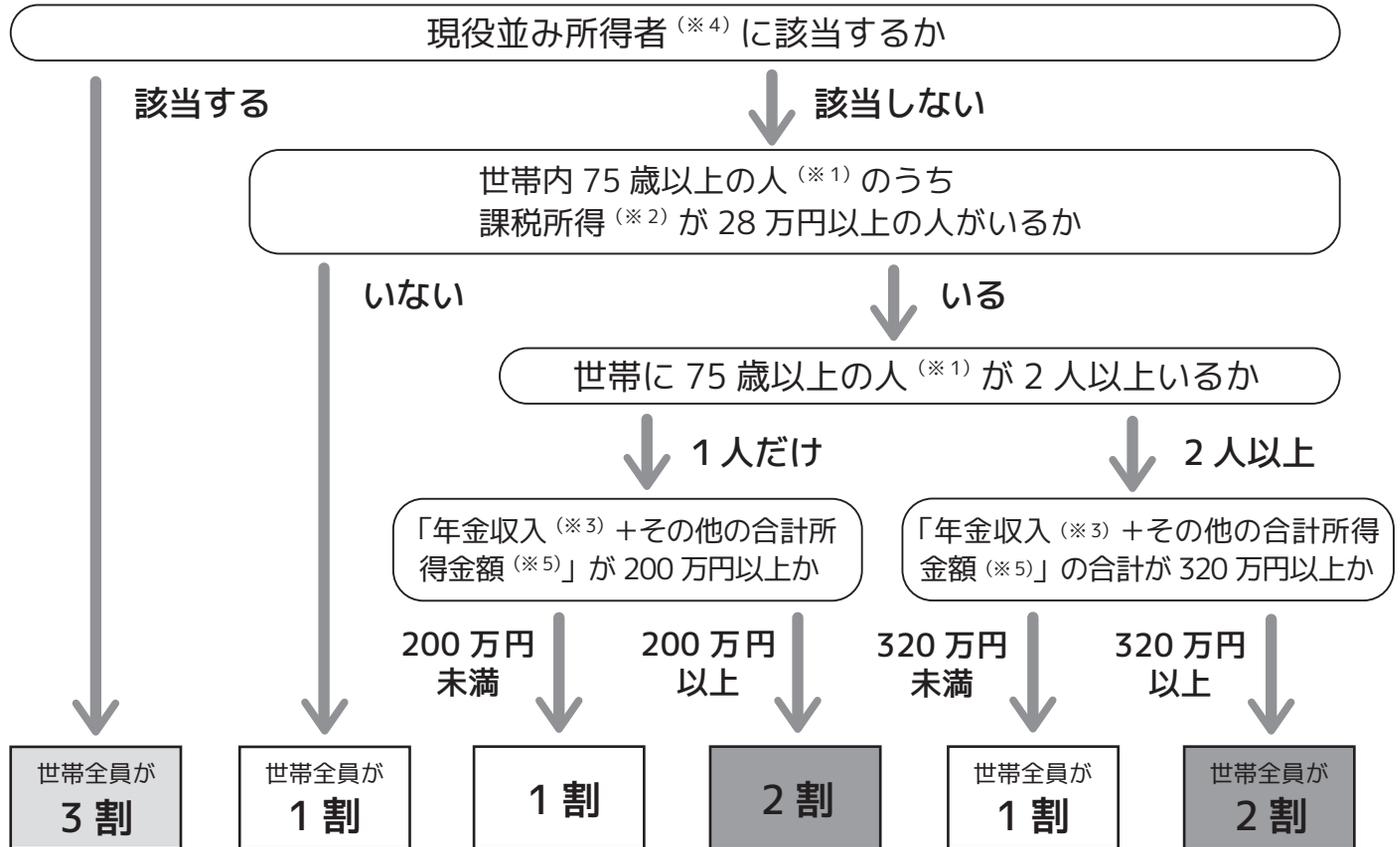


負担を抑える配慮措置があります

- 2022年10月1日の施行後3年間（2025年9月30日まで）は、2割負担となる人について、1カ月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を＋3千円までに抑えます。（入院の医療費は対象外）同一の医療機関での外来診療の支払額は「1割負担＋3千円」までとなります。
- 負担の上限額を超えて支払った場合は、差額を払い戻します。
- 払い戻しは、高額療養費として後日口座へ振り込みますので、まだ高額療養費の口座を登録していない人は、2022年9月頃に各広域連合や市区町村から申請書を郵送します。
- 申請書がお手元に届いたら、申請書に記載の内容に沿って、口座の登録をしてください。

窓口負担割合 2 割の対象となるかどうかは 主に以下の流れで判定します

- 世帯の窓口負担割合が 2 割の対象となるかどうかは、75 歳以上の人^(※1)の課税所得^(※2)や年金収入^(※3)をもとに、世帯単位で判定します。
(2021 年中の所得をもとに、2022 年 7 月頃から判定が可能になり、9 月頃に被保険者証を送ります)



- ※1 後期高齢者医療の被保険者とは 75 歳以上の人。
(65 ~ 74 歳で一定の障がいのある状態があると広域連合から認定を受けた人を含む)
- ※2 「課税所得」とは住民税納税通知書の「課税標準」の額(前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除等、所得控除(基礎控除や社会保険料控除等)等を差し引いた後の金額)です。
- ※3 「年金収入」には遺族年金や障がい年金は含みません。
- ※4 課税所得 145 万円以上で、医療費の窓口負担割合が 3 割の人。
- ※5 「その他の合計所得金額」とは事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額のことです。

ご注意ください!

- 厚生労働省や地方自治体が、電話や訪問で口座情報登録をお願いすることや、キャッシュカード、通帳等をお預かりすることは**絶対にありません**。
- ATM の操作をお願いすることは**絶対にありません**。
- 不審な電話があったときは、最寄りの警察署や警察相談専用電話(# 9110)、または消費生活センター(188)にお問い合わせください。



医療費窓口負担割合の見直しに関するお問い合わせ

【問合せ先】

- 鳥取県後期高齢者医療広域連合(電話 0858-32-1097)または役場健康福祉課(電話 72-0334)
- 今回の制度改正の見直しの背景等に関するご質問等は、厚生労働省コールセンター(電話 0120-002-719)にお問い合わせください。